

いじめ防止等の対策のための基本的な方針

1 小諸商業高等学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

<校訓>

- 高潔なる品性を養い、協調親和を旨とせよ。
- 心身の鍛錬に努め、修学に専念せよ。
- 職能に練達し、有為なる人材となれ。

校訓の基、心身ともに健全で、人間性豊かな生徒を育てることを目標に、地域との交流、異世代児童との学習などの実践を行い、学校づくりをすすめている。

- (1) すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努めます。
- (2) 生徒が自己有用感を持って、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるよう努めます。
- (3) 生徒を大勢の職員で見守るとともに、生徒の保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努めます。
- (4) いじめが起きた時は、いじめられた生徒の心身の安全を第一に、生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指します。

2 いじめ問題への理解

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 平成25年6月)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめについての基本認識

ア いじめはどの生徒にも、どの学校でも、どこでも起きうる

だれでも被害者になりうるし、加害者にもなりうる。クラスの中、部活動の中、放課後、インターネットの中など、どこでもいじめは起きうる。

イ 本人がいじめと感じれば、それはいじめである

被害者の客観的状況ではなく、被害者の受け止め方が重要。まず、被害者の気持ちに寄り添う。

ウ いじめは絶対に許さない

黙って様子を見ることは、いじめを認めたことになり、いじめは深刻化する可能性がある。

エ いじめの認知について

けんかやふざけ合い出会っても見えない所で被害が発生している場合もあるので、その被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめの深刻化 (インターネット、携帯電話、スマートフォンでの書き込み等含む)

深刻さ	具体的な例
レベル1	偶発的、単発の、1対1の言葉によるからかいや無視等。
レベル2	数名での軽度な言葉（書き込み）によるいじめ、仲間外し（一緒にお昼を食べない、グループ外し等）、無視。
レベル3	レベル2が継続するもの。足をかける、たたく、蹴る、痛みを伴う技をかける、物を隠す等。精神的な苦痛をもたらすもの。（執拗な書き込み）
レベル4	長期的な集団での無視、仲間外し、買い出しの強制、ぬれぎぬ、嫌がることをわざとやらせる等。
レベル5	窃盗（万引き等）をやらせる、恐喝（金銭を持って来させる等）、けがを伴う暴力、根性焼き等、犯罪行為と見なされるもの。

- ・レベルとは、この順番で深刻化するという順序を示すものではない。また、具体例はあくまで例である。内容や事情によっては、別のレベルになることがある。
- ・レベル1は、その場にいた職員がすぐに口頭で指導。レベル2以上は、後述の「4いじめへの初期対応」に沿って、組織として対応する。

(4) からかいといじめを区別する

観 点	からかい	いじめ
対等な力関係があるか	ある（相互的で、役割交換がある）	ない（一方的で、役割交換はない）
動機と感情はどのようなか	相手を傷つける意図はない。だから、相手が本当に嫌がればやめる。双方が、一緒に笑うことができる。	相手を苦しませることを意図している。だから、相手が嫌がるほどおもしろくなって、執拗に続ける。やっている側だけが笑っている。

- ・加害者と被害者が、「いじめではない。ただのからかい（ふざけ）だ。」と言っても、それは「いじめでないこと」の証拠にはならない。

(5) 被害者が「いじめではない」と言う心理的理由を理解する

「多くの生徒は、いじめられていることを認めない。担任が心配して様子を聞いても、「大丈夫です。」と言うばかりで、助けてとはなかなか言わない。被害者が、いじめられていることを自分から認めることはきわめてむずかしい。」

その理由としては、次のようなことが考えられる。

ア 自尊心（自分が、いじめられるような弱い人間、問題を一人で解決できない情けない人間と思われたくない。自分は一人ぼっちだと認めたくない、いじめるグループを自分の仲間だと思いたい。）

イ 周りの目（いじめられていることを知ったら、人（担任、両親、クラスの人たち等）はどう思うだろうか。）

ウ 不安（先生はきちんと話を聞いてくれるだろうか、先生に話したことを彼らが知ったらもっとひどいことをされるのではないだろうか、親はなんて言うだろうか、先生や親に、お前も悪いのだと言われたらどうしよう。）

エ 逃避（親に心配をかけたくない、自分がガマンしていれば、それが一番いい。どうしようもなくなったら学校に行くのをやめればいいのか。）

3 いじめの背景

- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢での遊び、地域の活動に参加する機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。（地域社会）
- ・心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分なされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。（家庭）
- ・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。（学校）

二 いじめの防止等のための対策

1 「いじめ防止等の対策のための組織」と役割

<組織>

全日制

- 生徒相談委員会・・・生徒相談係、各学年代表、養護教諭、教頭、外部関係者（SC・SSW 他）

定時制

- いじめ対策委員会・・・生徒相談係（4名）、教頭、外部関係者（SC・SSW 他）

<役割>

- いじめのない学校づくりを目指し、基本認識に基づき、いじめは見えにくいものだという大前提とし、その防止と早期発見のための積極的な努力を継続的に行う。
- (1) いじめについての生徒の認識を正し、いじめは絶対に許さないという学校の姿勢を生徒に周知する
LHR・学年集会等でのいじめについての学習や指導 (10月全校人権教育等)
(12月4日～10日人権週間)
- (2) 担任を中心として、全職員で生徒の観察する
 - ア 「いじめ発見のチェックシート」の実施
 - イ 遅刻、欠席、欠課の累積への対応 (下のかこみ参照)
 - ウ 「レベル1の行動」への指導 (その場で、見た職員が必ず指導する。その後、担任に事実を報告。)
(SHR、授業、部活動等日常的に)
- (3) 全校一斉の「いじめ・悩みごとアンケート」の実施 (6月中旬、11月上旬、2月上旬)
- (4) 生徒相談係、養護教諭等の相談活動と報告
 - ア 生徒相談室の来室記録、相談内容の記録 (生徒相談係職員常駐)
 - イ 保健室の来室記録、相談内容等の記録
 - ウ 学年会、生徒相談委員会への報告、話し合い (月1回開催)
- (5) いじめに関する職員研修の実施 (年1～2回)
すべての職員がすべての生徒に統一した指導ができるように研修を行う。
- (6) 定時制
6月、10月、1月に1週間生徒相談日を設け、生徒一人ひとりと面談を行う。

遅刻・欠席・欠課の累積は、生徒の心の中のさまざまな「学校がいやだ。」という気持ちの表れです。本人が大丈夫だと言うから、もうしばらく様子を見ようと安易に考えず、早め早めに対応をしていくことが有効な対処となります。

- ① 無断の遅刻、欠席、欠課は放置せず、1回目から理由を確認し、早退等する場合は事前に担任に連絡し、許可を得るように指導します。
- ② 3回目になるまでには、原因を把握します。本人が言う理由が、本当の原因とは限りません。
原因の例：もともと高校生活に熱意がない。授業に興味がわからない。人間関係がうまく保てない。自分の居場所がない。小諸商業の雰囲気合わない。遊びなどによる生活の乱れ。部活動での挫折。いじめを受けている等々。
- ③ 欠席数でいえば、累積3日目、7日目、10日目、30日目あたりが、ひとつの目安になります。

2 いじめに関わる生徒集団の構造

○いじめに関わる生徒たちの行動や心理的立場は次の6種類に分けられる。

	生徒の立場	行動と心理
0	いじめの被害者	自己嫌悪、自己否定。親を悲しませたくない。仕返しが怖くていやだと言えない。ひとりで孤立するよりは、加害者でも仲間と思おうとする。訴えたら、自分も悪いと言われることへの不安。自分ががまんすればいい。もう逃げ出したい。
A	いじめの中心的加害者	ゆかいだ・おもしろい(遊び感覚、ゲーム感覚。欲求不満のイライラを晴らす。)ふざけ半分。自己中心的、支配欲、暴力性。間違った正義感、自己正当化(悪いのはあいつの方)、幼児性。
B	いじめへの協力者	中心者が行動に出れば、いっしょにいじめ行動に出る。遊び感覚、ゲーム感覚。不満の解消。ふざけ半分。間違った正義感。幼児性。

C	いじめの観衆	いじめの行動には出ないが、いじめの場面にいっしょにいて、笑ったり、けしかけたりする。遊び感覚。おもしろさ。いじめられるあいつが悪い。自分がいじめられるのは怖い。対象が自分でないことにほっとしている。
D	いじめの傍観者	いじめが行われていることは知っているが、無関心や見て見ぬふりをする。めんどろだ、関わりたいくない。仕返しが怖い。自分には関係ない。
E	いじめへの批判者	いじめを良くないと考えている。止めようとする。教員に事実を伝える。

いじめが起きた時は、どの立場の生徒にも、それぞれ指導やケアが必要である。

(5 いじめに関わった生徒たち(クラスの生徒全員等)への指導」参照)

3 いじめへの初期対応

被害者・加害者のサインや小さな危機を見逃さない

	サインや小さな危機
個人のレベル	欠席、遅刻、服の汚れ・けが、元気がない、顔色が良くない、体調不良、保健室によく行く、一人でぼつんという等
クラス・クラブのレベル	冷やかし、からかい、ふざけ、じゃれあい、周りがざわつく、物がなくなる、机やノート等に落書き、準備・片付けを一人でやる、ペアや班を組めない(入れない)等
その他	養護教諭の情報、生徒相談室の情報、いじめアンケートの結果等

※詳しくは「いじめ発見のチェックシート」参照

授業中の冷やかし、仲間外し、落書き等・・・これらを放っておくと、「これはやっていい」と教員も認めたと生徒は受け止め、行動はエスカレートしていく。その場で、「それは、やってはいけない。」と見た教員が、指導することが重要。

「レベル1」は、それを見た教員が、その場で指導。

「レベル2」以上は、担任、学年主任、生徒指導係、教頭に伝えて、学校として対応する。

4 いじめが発見されたら

担任、部活の顧問等、職員がいじめを発見した時、子どもからの相談、保護者からの訴え等があった時は、直ちに解決に向けた行動を取る。

(1) 情報のキャッチ・報告

・いじめ(の可能性のある問題行動)を知った職員は、その日(1日目)のうちに、担任→学年主任→生徒指導主任→校長・教頭に報告する。教頭は対策会議を開く。

(2) 対策会議の設置(生徒相談委員会、担任、生徒指導主任)

・対策会議においてレベル2(前述1の(3)参照)以上の問題行動(いじめ)と判断される時は、遅くとも発見の翌日(2日目)までに、生徒指導係と学年の職員が中心となって正確な事実の確認(加害者、被害者等からの事情聴取)を行う。

(3) 事実確認

・各担任(学年主任等)は、家庭訪問をして関係生徒の保護者にその時点まで分かっている事実を説明する。

(4) 問題把握と対策

・遅くも発見の翌々日(3日目)までに、学年会と生徒指導係との合同会議(対策会議)を開き、対応策等を考えて実行する。合同会議(対策会議)のメンバーは、原則として該当学年会、生徒指導係、生徒相談委員会とする。

(5) 対策の共有

- ・緊急の職員会議等を開き、いじめの事実と対応策を連絡・協議する。

(6) 指導体制の確立

- ・指導が一応の終了を見た時点で、生徒指導係は職員会議などで、緊急の対応が終了したことを職員全員に報告する。担任は今後の指導の見通しについてふれ、全職員の協力を求める。

5 いじめに関わった生徒たち（クラスの生徒全員等）への指導

(1) 生徒たちの行動や心理的立場に応じて、次のような指導を行う。

	生徒の立場	指導の内容
0	いじめの被害者	安心して学校に出てこられることを最優先に指導する。そのために、自己肯定的な気持ちを支え、育てていく。仲間づくり、スクールカウンセラーの利用等、さまざまな面で支援し、配慮していく。
A	いじめの中心的加害者	具体的な言動の事実に基づいて厳しく指導する。自分がしたことがどんなにひどいことなのかを理解させ、二度とこのようなことを行わないことを決心させる。また、本人が抱えている問題性（暴力性、不満感、幼児性等）については、時間をかけて指導を行う。
B	いじめへの協力者	一度であろうと複数回であろうと、いじめに当たる言動を行ったことは、許されないことであると納得できるまで反省させる。また、本人が抱えている問題性（暴力性、不満感、幼児性等）については、時間をかけて指導を行う。
C	いじめの観衆	いじめの行動に出なくても、近くにいること、近くで笑う、はやす等の行為が、どんなにいじめを助長し、被害者をつらい立場に追い込むかを理解させる。
D	いじめの傍観者	見て見ぬふりをすることが、結果的にいじめを助長すること。被害者の孤立感を高めていることを理解させる。心の中で葛藤している場合もあるので、知っていることの重さと、どう行動すべきだったのかを教える。
E	いじめへの批判者	いじめをやめさせるような行動に出られた（出ようとした）ことをほめ、仲間作りのために今、何ができるかを考えさせる。

いじめが起きた時は、どの立場の生徒にも、それぞれ指導やケアが必要である。新しい集団づくり、仲間づくりの観点から、全員に指導を行う。